第１号様式（第８条関係）

　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

交付申請書

住所又は所在地

　　　　　氏名又は名称

代表者役職

代表者氏名

※代表者名は署名または記名押印（代表者印）

浜松市国内特許等出願費補助金の交付を受けたいので、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第８条に基づき下記のとおり申請いたします。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

　　　□浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第8条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

３　暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

□　浜松市国内特許等出願費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（１）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

・暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

・暴力団員等と密接な関係を有する者

・（法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（２）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

４　補助対象者及び補助対象事業の確認（同意する場合は下記に☑を記入）

　　□　浜松市国内特許等出願費補助金の交付申請にあたり、下記事項について該当す

ることを誓約します。

（１）以下のみなし大企業ではない

※同一の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している、

　　または複数の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を所有している

※添付書類

・交付申請書（第1号様式）

・定款の写し又は履歴事項全部証明書(発行後3か月以内)の写し

・会社概要が確認できる資料（パンフレット等）

・法人の場合は直近2期分の決算書、個人の場合は税務署に提出した直近2期分の所得税確定申告書(第1表)の写し又は個人事業の開業・廃業等届書の写し

・納税義務者に対して給与の支払いをする者にあっては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者

指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書

・（申請者が個人事業主で市外在住者の場合）当該申請者が在住する市町村の納税証明書

・補助対象経費の見積書の写し

・先行技術・意匠等の調査結果が確認できるもの

・共同出願の場合は、経費負担及び権利の持分比率について規定した契約書、覚書等の写し

・その他市長が必要と認める書類

別紙

　１　申請者の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 企業・団体名 |  |
| 企業・団体名フリガナ |  |
| 代表者役職 |  |
| 氏名 |  |
| 本社所在地 | 〒 |
| 浜松市 |
| 資本金又は出資総額 |  |
| 従業員数 | 人 |
| 主たる業種 |  |
| 業務内容 |  |
| ＵＲＬ |  |
| 担当窓口 | 所属 |  |
| 役職 |  |
| 氏名 |  |
| 書類送付先住所が本社所在地と異なる場合は、送付先住所 | 〒 |
| 電話番号（直通） |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |

２　出願等の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名(発明の名称など) |  |
| 出願区分(該当するものを○) | 特許出願・実用新案登録出願・意匠登録出願 |
| 事業区分(該当するものを○) | 新規事業関連・既存事業関連 |
| 出願予定時期 | 　　　年　　月 |
| 審査請求予定時期（特許出願の場合） | 出願時・公開時・３年経過直前 |
| 共同出願人 | 共同出願人の有無（該当するものを○で囲んでください） | 有・無 |
| 有の場合 | 企業・団体名 |  |
| 代表者役職 |  |
| 氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 申請者の持ち分比率（申請者：共同出願人） | 　　　　　　　　　： |

　３　出願の内容

|  |
| --- |
| (1)特許／実用新案の場合① 従来技術② 解決すべき課題③ 課題を解決するための手段・構成※図面を添付して具体的ご説明ください。別紙でも構いません。④ 発明／考案の効果(2)意匠の場合※意匠内容が分かる図面または写真を添付ください。① 意匠に係る物品② 意匠の特徴 |

４　出願する目的および出願を活用した事業の概要

|  |
| --- |
| （目的）何のために出願するのか？➡例えば、他社の模倣防止、差別化、取引先への信頼度ＰＲ等（事業の概要）出願する発明・考案・意匠を事業にどのように活用していくか？➡例えば、発明を採用した製品の製造販売等 |

５　開発の状況・実施の可能性

|  |
| --- |
| ・開発の状況は？５４３２１　 実施（事業化） 試作・試験　　　　　　　　　アイデア・事業化（販売）までの期間はどのくらいか？・事業化に向けての課題は？　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　６　売上予想等

　　　　①売上予想

５

４

３

２

１

　　　　　非常に大きい　　大きい　　　　中程度　　　 小さい 非常に小さい

　　　（年1億円以上） （年1～3千万円）　　　　　　（年百万以下）

　　　　　【参考：現状の自社の財務状況】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　事業年度 | 〇年度 | 　　〇年度 |
| 売上高 |  |  |
| 売上総利益 |  |  |
| 営業利益 |  |  |
| 税引前利益 |  |  |

　　　　②ビジネスプラン（事業計画）

　　　　※「製造計画(自社製造・製造委託など )」「販売計画(どのような方法・ルートで販売するの

　　　　　　かなど)」「売上見込みとしての単価・数量」「各計画のスケジュール」

などを記載してください。

　　　　③地域経済への波及可能性

　　　　※「地域の原材料を使用する」「地域企業と連携する」など、地域経済への波及可能性を記載してくださ

い。

７　発明の開示状況（製品販売、展示会出展、取引先への開示、新聞発表等）

|  |
| --- |
| 1. 未公開
2. 公開予定あり（いつ・どこで・誰に）
3. 公開済み（いつ・どこで・誰に）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

８　本出願申請に係る経費について本事業以外の助成制度の利用及び利用予定の有

無とその内容

|  |
| --- |
| （該当する方に○）有　　　　　・　　　　　無※有の場合は、その内容についてご記入ください。補助事業者名：助成制度名： |

９　出願に係る資金計画

　（支　出）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 経費（A） | うち消費税（B） | 補助対象経費(A)－(B) | 摘要（積算内訳等） |
| ア | 特許庁手数料 |  |  |  |  |
| イ | 弁理士費用 |  |  |  |  |
| ウ | 先行技術調査費用 |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

 　（収　入）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 金　　　　　額 | 摘　　　　　要 |
| 補助金（見込み） |  | 補助対象経費の１/２上限１５万円（千円未満切り捨て） |
| 自己資金 |  |  |
| 借入金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合　　計 |  |  |

※　金額欄の合計は、支出の補助対象経費の合計と一致します。

 （補助金交付申請額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 |  | 上記支出欄の補助対象経費の合計額 |
| 補助金交付申請額 |  | 補助対象経費の１/２上限１５万円補助金（見込み）の額を記載 |

第２号様式（第９条関係）

浜松市指令産振第　　号

　　　　年　　月　　日

　　様

浜松市長

交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった浜松市国内特許等出願費補助金について、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第９条の規定に基づき、次の金額を上限として交付することを決定しましたので通知します。なお、当該補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、下記のとおり条件を付します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金　　額 |  |  |  | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

記

（交付条件）

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア　補助対象事業の内容を変更しようとする場合

イ　補助対象事業の経費の配分を変更しようとする場合（対象経費の２０％以下の変更を除く。）

ウ　補助対象事業を中止しようとする場合

(2) 国内特許等出願費補助金は当該補助対象事業以外の目的に使用してはならない。

(3) 補助事業者は、補助対象事業に基づく出願の状況、当該出願に係る発明、考案、意匠の事業化の状況、売上げ等の経営状況について、国内特許等出願費補助金の交付を受けた年度終了後３年間にわたり、毎年１回、市長に報告すること。

(4) 補助事業者は、補助対象事業が特許出願の場合、やむを得ない理由がない限り当該特許出願について出願審査請求を行うよう努めること。

(5) 補助事業者は、国内特許等出願費補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を国内特許等出願費補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管すること。

(6) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、事故報告書（第４号様式）により、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(7) 補助事業者は、国内特許等出願費補助金の交付を受けた年度終了後３年間は、補助対象事業に基づく特許出願等及び同事業に基づき取得した知的財産権を譲渡又は抵当権等を設定した場合には、知的財産権譲渡等報告書（第５号様式）により、速やかに市長に報告すること。

(8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、国内特許等出願費補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した国内特許等出願費補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(9) 国内特許等出願費補助金の交付の取り消しを受け、国内特許等出願費補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２の規定に基づき、加算金又は損害遅延金を市に納付すること。

(10) 国内特許等出願費補助金の返還の請求を受け、国内特許等出願費補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第３号様式（第９条関係）

浜産振第　　号

　　　　年　　月　　日

　　様

浜松市長

不採択通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった浜松市国内特許等出願費補助金について、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第９条の規定による審査の結果、不採択となりましたので通知します。

第４号様式（第１０条関係）

　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

　　住所又は所在地

　　　　氏名又は名称

代表者役職

代表者氏名

※代表者名は署名または記名押印（代表者印）

事故報告書

　　年　月　日付け浜松市指令産振第　号で補助金の交付決定を受けた浜松市国内特許等出願費補助金について、事故が発生いたしましたので、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第１０条第５号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　事故の発生年月日　　　　　年　　月　　日

２　事故の内容

３　事故の発生原因

４　事故の影響

５　事故に対する措置

第５号様式（第１０条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地

　　氏名又は名称

代表者役職

代表者氏名

※代表者名は署名または記名押印（代表者印）

知的財産権譲渡等報告書

補助対象事業に基づく特許出願等及び同事業に基づき取得した知的財産権の譲渡等を行いましたので、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第１０条第６号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　譲渡等の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 出願又は知的財産権の名称 |  |
| 補助金の交付を受けた年度 |  |
| 補助金の交付を受けた金額 |  |
| 譲渡等の内容（該当するものに○をしてください。その他については、内容をかっこ内に記載してください。） | 譲渡・抵当権等の設定・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事実の発生日 | 　　　年　　月　　日 |
| 譲渡等の相手方 | 名称住所電話番号 |

２　理由（具体的に）

|  |
| --- |
|  |

※参考となる書類を添付してください。

第６号様式（第１１条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地

　　氏名又は名称

代表者役職

代表者氏名

※代表者名は署名または記名押印（代表者印）

変更承認兼変更交付申請書

　年　　月　　日付け浜松市指令産振第　　号で交付決定を受けた浜松市国内特許等出願費補助金を下記のとおり変更したいので、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第１１条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて変更承認を申請するとともに、交付額の変更を申請します。

記

１　補助対象事業

２　補助金交付額決定日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　補助金交付決定額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

４　変更交付申請額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

５　変更内容

　　　　　　　　　　　　　　　　別紙「補助対象事業変更申請内容」のとおり

* 添付書類

　　　上記変更内容に関係する書類等があれば提出してください。

（別紙）

補助対象事業変更申請内容

１　経費の変更　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 変更前 | 変更後 |
| ア | 特許庁手数料 |  |  |
| イ | 弁理士費用 |  |  |
| ウ | 先行技術調査費用 |  |  |
| 合　計 |  |  |

２　変更の理由（具体的に）

　　（参考となる書類がある場合、添付してください）

第７号様式（第１１条関係）

浜松市指令産振第　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

浜松市長

変更交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった浜松市国内特許等出願費補助金変更承認兼変更交付申請書について、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第１１条第２項の規定に基づき、変更を承認し、次の金額を上限として変更交付を決定します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金　　額 |  |  |  | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

第８号様式（第１１条関係）

浜松市指令産振第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

浜松市長

変更承認通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった浜松市国内特許等出願費補助金変更承認兼変更交付申請書について、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第１１条第２項の規定に基づき、変更を承認しましたので通知します。

第９号様式（第１２条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地

　　氏名又は名称

代表者役職

代表者氏名

※代表者名は署名または記名押印（代表者印）

事業中止届

　　　年　　月　　日付け浜松市指令産振第　　号で補助金の交付決定を受けた浜松市国内特許等出願費補助金について、下記のとおり中止したいので、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第１２条の規定に基づき事業の中止を届け出ます。

記

１　事業名

２　理由

第１０号様式（第１２条関係）

浜産振第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

浜松市長

事業中止承認通知書

　　年　　月　　日付けで届出のあった事業中止届について、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第１２条の規定に基づき、中止を承認しましたので通知します。

１　補助金交付決定通知番号

２　事業名

第１１号様式（第１３条関係）

　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地

　　氏名又は名称

代表者役職

代表者氏名

※代表者名は署名または記名押印（代表者印）

実績報告書

年　　月　日付け浜松市指令産振第　　号で交付決定された事業が下記のとおり完了したので、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第１３条の規定に基づき報告します。

記

１　完了年月日　　　　　年　　月　　日　※出願が完了し、かつ全てに支払いが完了した日を記載下さい。

２　補助対象事業の実績　　別紙「事業実績書」のとおり

３　交付確定を受けたい額　　　金　　　　　　　　　　円

４　添付書類

納品書（特許庁からの出願受領書及び出願書類一式）、請求書、領収書等

※補助対象経費

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 出願に必要となる特許庁手数料

(2) 出願に必要となる代理人費用

(3)先行技術調査費用(上記(1)(2)と同時申請の場合に限る。)

２　前項の規定にかかわらず、各種税金、振込手数料、通信費及び出願審査請求費用等は補助対象外とする。

３　交付申請を行う補助対象事業について、国・地方公共団体等が交付する別の補助金事業に採択され補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を国内特許等出願費補助金の交付額から控除する。

４　他の事業者との共同出願の場合には、申請者の持ち分比率に応じた経費をもって補助対象とする。ただし、申請者が実際に負担する額を超えて補助対象とすることはできないものとする。先行技術調査についても同様とする。

別紙「事　業　実　績　書」

１　事業名(発明の名称など)

２　本事業の出願日及び出願内容等（出願した発明の要約等を記載、意匠の場合は図面または写真を添付）

|  |
| --- |
| （種別）　　特許　・　実用新案　・　意匠　（出願日）（出願番号）（出願内容）※特許・実用新案の場合は、出願書類の要約書などに基づき記載してください。 |

３　本事業の成果（関係書類を添付すること。）

(1) 今後の見込み等について

|  |
| --- |
| ①出願したことを事業にどのように活用するか。➡例えば、他社の模倣防止、差別化、取引先への信頼度ＰＲ等②出願した発明・考案・意匠・商標を事業にどのように活用するか。➡例えば、発明を採用した製品の製造販売等 |

（2）本件出願を活用した事業で期待される効果（期待される売上、取引における優位性など）

|  |
| --- |
|  |

(3) 補助対象事業の成果物等を添付

　　　 ＊願書および出願番号通知の写しを添付してください。

(4) 特許出願等の譲渡、抵当権等の設定　　　　有　　　無

有の場合は、第７号様式に必要事項を記載のうえ、速やかに浜松市まで提出してください。

４　補助対象事業に要した経費

(1)総括収支決算表

　　（支　出）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 決　算　額 | 予　算　額 |
| ア | 特許庁手数料　　　 |  |  |
| イ | 弁理士費用　　　　 |  |  |
| ウ | 先行技術調査費用 |  |  |
| 合　　計 |  |  |

* 決算額は実際にかかった金額(消費税含まず)、予算額は当初の補助金交付決定時の金額を記入してください。

（収　入）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 決　算　額 | 予　算　額 |
| 補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
| 借入金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合　　計 |  |  |

※決算額は実際にかかった金額、予算額は当初の交付決定時の金額を記入してください。

（補助金額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 |  | 上記支出欄の決算額の合計額 |
| 補助金申請額 |  | 補助対象経費の１/２上限１５万円 |

(2)科目別支出内訳

ア　特許庁手数料

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 支払日※1 | 支払金額（円）※2 | 支払先（会社名等） | 内　容 | 支払方法※3 |
|
| ア‐1 |  |  |  |  |  |
| ア‐2 |  |  |  |  |  |
| ア‐3 |  |  |  |  |  |
|  | 合　計 |  |  |  |  |

イ　弁理士費用

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 支払日※1 | 支払金額（円）※2 | 支払先（会社名等） | 内　容 | 支払方法※3 |
|
| イ‐1 |  |  |  |  |  |
| イ‐2 |  |  |  |  |  |
| イ‐3 |  |  |  |  |  |
|  | 合　計 |  |  |  |  |

ウ　先行技術調査費用

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 支払日※1 | 支払金額（円）※2 | 支払先（会社名等） | 内　容 | 支払方法※3 |
|
| ウ‐1 |  |  |  |  |  |
| ウ‐2 |  |  |  |  |  |
| ウ‐3 |  |  |  |  |  |
|  | 合　計 |  |  |  |  |

　　　※１　請求日ではありません。対象となるのは4月1日～2月末日の間に支払いが完了したものに

限ります。支払日順に記入してください。記入例「06/07/30」

※２　支払金額には消費税を差し引いた金額を記入してください。

※３　支払い方法をご記入ください。（「銀行振込」、「現金支払」等）

※　　支払いの内容がわかるもの（通常は見積書・納品書・請求書）を整理番号順に添付してください。

※　　支払いの根拠資料を整理番号順に添付してください。（銀行振込の場合：領収証または、銀行振込明細、現金の場合：領収証）

第１２号様式（第１４条関係）

浜産振第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

浜松市長

交付確定通知書

　　年　　月　　日付けで提出のあった実績報告書を、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第１４条の規定に基づき審査した結果、下記金額を当該補助対象事業に対する補助金として確定しましたので通知します。

記

１　交付確定額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金　　額 |  |  |  | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

２　交付決定額　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

第１３号様式（第１５条関係）

　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地

　　氏名又は名称

代表者役職

代表者氏名

請求書

　　　　　年　　月　　日付け浜産振第　　号により交付額確定の通知書を受けた浜松市国内特許等出願費補助金について、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第１５条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

１　補助金請求額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金　　額 |  |  |  | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

２　補助金交付確定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

振込口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行　・　信用金庫 |
| 支店名 | 本店　・　支店　・　支所 |
| 預金種別 | 当座預金　・　普通預金 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口 座 名 義 |  |

第１４号様式（第１６条関係）

浜産振第　　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　様

浜松市長

補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

　　年　月　日付け浜松市指令産振第　号による令和　年度浜松市国内特許等出願費補助金の交付の決定（以下「本件決定」という。）（の一部）を、次のとおり、浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「市交付規則」という。）第１７条第１項に基づき取り消すとともに、市交付規則第１８条第１項に基づき返還を命じます。

１　交付決定の取消し及び返還命令額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金名 | 交付決定（確定）額 | 取消し及び返還命令額 |
| 浜松市国内特許等出願費補助金 | 円 | 円 |

２　取消しをする根拠及び理由

本件決定を受けた事業（補助事業）について、●年●月●日の期限までに当該補助事業の交付申請書に記載された●●が実施されておらず、浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱（令和６年４月１日施行。以下「市交付要綱」という。）第４条に定める補助対象事業の要件に違反し、浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「市交付規則」という。）第１７条第１項第２号に定める「補助金の交付の決定の内容（中略）に違反したとき」に該当するため。

３　補助金返還、加算金及び延滞金

（１）市交付規則第１８条第１項により、交付決定を取り消された場合は、既に交付された補助金を返還しなければならないとされています。別途発行する納入通知書により納付してください。

（２）市交付規則第１８条の２第１項により、交付決定取消額とは別に加算金（補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年１０.９５パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。

（３）補助金返還額が納期日までに納付されないときは、市交付規則第１８条の２第４項により、遅延損害金（納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年１０.９５パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。

（４）なお、加算金及び遅延損害金は、交付決定の取消額が納付された後、改めて請求します。